

「宅地造成工事の許可申請手続き要領」及び「宅地造成に関する工事の技術的基準」の改正の骨子案

「宅地造成工事の許可申請手続き要領（以下、「要領」という。）」及び「宅地造成に関する工事の技術的基準（以下、「基準」という。）」は、宅地造成等規制法（以下、「旧法」という。）第8条第1項本文の規定により、宅地造成工事規制区域内で行われる宅地造成に関する工事について、「要領」においては申請手続内容について、「基準」においては許可要件内容について必要な事項を規定しております。

今回、令和3年7月に発生した静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途に関わらず危険な盛土等を包括的に規制するため、旧法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されたため、法上で新たに追加された事項の追加やその他法改正に伴う規定整備を行うものです。

1 目的

- (1) 盛土規制法施行による法上記載内容の規定整備
- (2) 近隣説明・周知に際しての説明範囲等の詳細の追加
- (3) 法規定の中間検査以外に中間報告を求める事項の追加
- (4) その他技術的基準の追加

2 改正内容

1- (1)

「土砂の堆積」等、盛土規制法施行により新たに追加された内容を要領、基準全般に反映します。

【要領・基準ともに改正する事項】

1- (2)

法上規定された「近隣説明・周知」について、事業区域や造成内容の規模等に応じて事業者が事前に説明・周知を行う範囲等についての内容を追加します。

【要領において改正する事項】

1- (3)

法上規定された「中間検査」以外に、事業者に対して工事施行中に「中間報告」を求める事項（擁壁や地盤改良の施行状況等）の内容を追加します。

【基準において改正する事項】

1- (4)

盛土規制法施行に伴う改正と合わせて、実務上の運用やホームページ上で周知している内容等を追加します。

(追加事項)

- ・地盤改良時の取り扱い（構造計算採用数値等）
- ・擁壁底版突起の取り扱い（地盤改良との併用原則不可について）
- ・擁壁前面における排水側溝等の整備
- ・間知擁壁の法担ぎに関する取り扱い
- ・土圧を受ける既存車庫（BOX ガレージ）の取り扱いについて

【基準において改正する事項】

3 施行予定年月日

令和6年（2024年）4月1日